

港区立生活寮フレンドホーム高浜の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京都知的障害者育成会（以下「乙」という。）は、平成 26 年 4 月 1 日付けで締結した「港区立生活寮フレンドホーム高浜の管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第 49 条の規定に基づく一部変更について、次のとおり協定を締結する。

1 原協定第 4 条第 1 項を次のように改める。

第 4 条 条例第 19 条第 3 項に規定する指定の期間（以下「指定期間」という。）は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日までとする。

本変更協定の締結に証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 29 年 12 月 1 日

甲 港区芝公園一丁目 5 番 25 号
港 区 長 武 井 雅 昭 印

乙 新宿区西新宿八丁目 3 番 39 号
社会福祉法人東京都知的障害者育成会
理 事 長 佐々木 桃 子 印